

## 基本方針（3）誰でも社会参加できる地域づくり

### 【現状と課題】

人は誰でも自分が思い描く生活を実現する「自己実現」の権利があり、守られるべき尊厳があります。生活保護法や障害者差別解消法の制定及びノーマライゼーションの理念の推進はそれを象徴するものです。

現在では各国がこのノーマライゼーションの理念に基づき社会福祉を推進しておりそれは、わが国においても同様です。

エレベーターや点字プレートを設置など、ここ数年でユニバーサルデザイン化など合理的配慮は著しく改善されてきました。しかし、認知症高齢者や知的、精神障がい者及び母子(父子)家庭や貧困など表面化しにくいニーズへの支援は十分とはいえず、現在は「心のバリアフリー」の推進が唱えられています。

### 【今後の取り組み】

#### ① 自助グループの立ち上げ及び運営支援

同様な悩みや問題意識を持ち合わせている人たちが、共に支えあい、課題を解決できる仕組みを創造するなど、いきいきと活動し、地域社会の中で活躍するための原動力となることが求められます。

自助グループの活動が活性化されることで地域社会での理解が進み、地域住民と協働して誰もが安心して社会参加できるまちづくりが推進されることが期待されます。

社協は、地域の多様な機関とともに今後も当事者や地域住民と一体となって自助グループの立ち上げやその支援を行っていきます。

#### ② 限られた人々が抱える課題を地域全体の「課題」に

誰もが社会参加ができる社会を作るには、高齢者や障がい者等も地域を構成する一員として、こうした人々の「課題」を地域全体の「課題」としていくことが必要です。行政をはじめ、当事者団体や福祉関係者と連携し、当事者や家族による講演会や高齢者、障がい者、健常者がともにつくりあげるイベントの開催などを行い、地域全体で課題を解決できる地域社会を実現していきます。

---

※生活保護法：	日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを定めた法律。
※障害者差別解消法：	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の通称。障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする法律
※ノーマライゼーション：	誰もが平等に生活する社会を実現させる考え方
※ユニバーサルデザイン：	年齢や障がいの有無などにかかわらず多くの人が利用可能なデザイン
※自助グループ：	同じ悩みを持ち合わせている人々が自発的に結びついたグループ